

令和7年度第1回作業環境測定士試験 (労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

〔注意事項〕

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問20です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

問 1 常時1500人の労働者を使用する事業場における労働安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- 1 総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- 3 衛生管理者を4人選任しなければならない。
- 4 衛生管理者のうち1人を労働衛生コンサルタントである者としなければならない。
- 5 衛生管理者のうち1人を専任の者としなければならない。

問 2 事業場における化学物質管理に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場においては、常時使用する労働者数が50人未満である場合を除き、化学物質管理者を選任しなければならない。
- 2 リスクアセスメント対象物を製造している事業場において選任する化学物質管理者は、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 3 化学物質管理者を選任した事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから、保護具着用管理責任者を選任しなければならない。
- 4 リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者が、これらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。
- 5 リスクアセスメントを行ったときは、所定の事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間又は3年間のいずれか長い期間、これを保存しなければならない。

問 3 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者が指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師が行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出しなければならない。
- 2 労働者を海外に6か月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 健康診断を受診した労働者の異常の所見の有無にかかわらず、事業場において健康診断を実施した日から3か月以内に、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見聴取を行わなければならない。
- 4 健康診断個人票は、雇入時の健康診断に係るもの、定期健康診断に係るもののいずれについても、5年間保存しなければならない。
- 5 リスクアセスメント対象物を取り扱う業務に常時従事する労働者に対しては、定期健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

問 4 国内で製造され、使用される呼吸用保護具に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 一酸化炭素用防毒マスクは、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡してはならない。
 - 2 硫化水素用防毒マスクは、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡してはならないものに該当しない。
 - 3 ハロゲンガス用防毒マスクは、型式検定合格標章が付されたものでなければ使用してはならない。
 - 4 使い捨て式防じんマスクは、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式検定を受けなければならない。
- 5 電動ファン付き呼吸用保護具は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う個別検定を受けなければならない。

問 5 作業主任者に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定を行うべき指定作業場で行われる作業のうち、特定粉じん作業においては、作業主任者を選任する必要はない。
- 2 作業主任者は、作業の区分に応じ、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから選任しなければならない。
- 3 作業主任者の選任は、作業主任者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 4 作業の区分が同一である作業を同一の場所で行う場合において、当該作業に係る作業主任者を2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。
- 5 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

問 6 法令に基づく作業環境測定等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 硫化水素を取り扱う屋内作業場における空気中の硫化水素濃度の測定は、作業環境測定士でなければ行うことができない。
- 2 第2種酸素欠乏危険作業場所において、その日の作業を開始する前に行う空気中の硫化水素濃度の測定は、酸素欠乏危険作業主任者が行うこととされており、当該作業主任者は作業環境測定士でなくてもよい。
- 3 ホルムアルデヒドを取り扱う屋内作業場における空気中のホルムアルデヒド濃度の測定は、作業環境測定士でなければ行うことができない。
- 4 空気調和設備を設けている場合における、室に供給される空気中のホルムアルデヒドの量の測定は、作業環境測定士でない者が行うことができる。
- 5 放射性物質取扱作業室における放射性物質による表面汚染の測定は、作業環境測定士でなければ行うことができない。

問 7 法令により、④に掲げる物質等に係る業務を行う屋内作業場において、定期に行うべき作業環境測定の頻度⑤及びその記録の保存期間⑥の組合せとして、誤っているものはどれか。

	④	⑤	⑥
1	第1種有機溶剤等	6か月以内ごとに1回	3年
2	第2種有機溶剤等	6か月以内ごとに1回	3年
3	特別有機溶剤等	6か月以内ごとに1回	30年
4	特別管理物質を除く特定化学物質	6か月以内ごとに1回	3年
○ 5	石綿等	6か月以内ごとに1回	30年

問 8 法令で定める有害物質、有害要因等の測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 寒冷又は多湿の屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期に、気温及び湿度を測定し、その都度、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 2 炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場については、1か月以内ごとに1回、定期に、炭酸ガス濃度を測定し、その都度、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 3 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについては、2か月以内ごとに1回、定期に、浮遊粉じん量を測定し、その都度、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 4 著しい騒音を発する屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、等価騒音レベルを測定し、その都度、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 5 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務を行う作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。

問 9 個人サンプリング法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 有機溶剤及び特別有機溶剤の濃度の測定は、測定対象物質の種類及び作業方法にかかわらず、個人サンプリング法の対象となる。
- 2 特別有機溶剤を除く特定化学物質の濃度の測定のうち、個人サンプリング法の対象となるのは、管理濃度が厚生労働大臣が定める値以下のものである。
- 3 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場における空気中の溶接ヒュームの濃度の測定は、個人サンプリング法の登録を受けていない作業環境測定士であっても行うことができる。
- 4 常時特定粉じん作業を行う屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定は、遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除き、個人サンプリング法の対象となる。
- 5 粉じん作業を行う坑内作業場における空気中の粉じん濃度の測定は、個人サンプリング法の登録を受けていない作業環境測定士であっても行うことができる。

問 10 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 有害物質の A 測定で直接捕集方法により試料空気を採取する場合、一つの測定点における試料空気の採取時間は、10分間未満でよい。
- 2 有害物質の B 測定で検知管方式による測定機器により測定する場合、一つの測定点における試料空気の採取時間の合計は、10分間未満でよい。
- 3 有害物質の C 測定で試料空気を採取する場合、採取の方法にかかわらず、一人の労働者における試料空気の採取時間は、2時間以上でなければならない。
- 4 有害物質の D 測定で試料空気を採取する場合、採取の方法にかかわらず、一人の労働者における試料空気の採取時間は、15分間でなければならない。
- 5 騒音の測定では、一つの測定点における等価騒音レベルの測定時間は、A 測定、B 測定ともに、10分間以上の継続した時間でなければならない。

問1 1 作業環境評価基準に基づく管理区分の区分に関する次の表の①から④に入る語句又は数値の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

		A 測定		
		①<管理濃度	②≤管理濃度≤①	管理濃度<③
測定	B 測定値<管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度≤B 測定値≤管理濃度×④	第2管理区分	第⑤管理区分	第3管理区分
	管理濃度×④<B 測定値	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

- | | ① | ② | ③ | ④ |
|-----|-------|-------|-----|---|
| ○ 1 | 第1評価値 | 第2評価値 | 1.5 | 2 |
| 2 | 第1評価値 | 第2評価値 | 1.5 | 3 |
| 3 | 第2評価値 | 第1評価値 | 1.5 | 2 |
| 4 | 第2評価値 | 第1評価値 | 2 | 2 |
| 5 | 第2評価値 | 第1評価値 | 2 | 3 |

問1 2 特定化学物質の区分に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第1類物質の中には、製造等が禁止される有害物等がある。
- 2 全ての第2類物質は、特定第2類物質、特別有機溶剤等、オーラミン等、管理第2類物質の4つのいずれかに区分される。
- 3 第3類物質等とは、特定第2類物質又は第3類物質をいう。
- 4 弗化水素は、第2類物質である。
- 5 塩化水素は、第3類物質である。

問13 特定化学物質障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。
- 2 法令に基づき設置した排ガス処理装置については、1年を超える期間使用しない場合を除き、1年以内ごとに1回、定期に、所定の事項について自主検査を行い、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 3 特定化学物質を取り扱う業務に労働者を就かせるときに、当該労働者に対し、安全又は衛生のための特別の教育を行う必要はない。
- 4 第3類物質を取り扱う作業については、試験研究のため取り扱う作業を除き、屋外で取り扱う場合であっても、作業主任者を選任しなければならない。
- 5 第3類物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に対しては、試験研究のため取り扱うものを含め、屋外で取り扱う場合であっても、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

問14 有機溶剤を次に示す重量の割合で含有する混合物のうち、第2種有機溶剤等に該当するものはどれか。

	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等
1	9%	18%	9%
2	6%	6%	6%
○ 3	3%	4%	5%
4	1%	3%	5%
5	0%	3%	0%

問15 有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 法令に基づき屋内作業場に設けた第2種有機溶剤等に係る局所排気装置で、空気清浄装置を設けていないものの排気口の高さは、排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合を除き、屋根から1.5m以上としなければならない。
- 2 通風が不十分な屋内作業場において、第3種有機溶剤等を用いて払しょくの業務を行うときは、当該作業場に設ける設備を全体換気装置とすることができ、その場合は、当該業務に従事する労働者に、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。
- 3 有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備及び有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備を設けなければならない。
- 4 第1種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務を行う屋内作業場において、定期の作業環境測定を行ったときは、常時使用する労働者数及び有機溶剤業務に常時従事する労働者数にかかわらず、遅滞なく、その結果及び評価の記録を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 5 屋外作業場において、第2種有機溶剤等を用いた防水加工の業務に常時従事する労働者に対しては、医師による特別の項目についての健康診断を行う必要はない。

問16 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 放射線装置室、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、保管廃棄施設等については、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を1週間につき1 mSv以下にしなければならない。
- 2 1日における外部被ばくによる線量が1 cm線量当量について1 mSvを超えるおそれのある労働者については、外部被ばくによる線量当量の測定結果を毎日記録して、これを30年間保存しなければならない。
- 3 3.7 GBq以下の放射性物質を装備している機器を使用する管理区域については、測定することが著しく困難な場合を除き、6か月以内ごとに1回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定しなければならない。
- 4 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者については、測定することが著しく困難な場合を除き、管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 5 管理区域について、法令に基づき、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定したときは、その結果を見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。

問17 粉じん障害防止規則、じん肺法及びじん肺法施行規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、粉じん障害防止規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 法令に基づき設置する除じん装置は、粉じんの種類にかかわらず、電気除じん方式とすることができる。
- 2 法令に基づき設置された局所排気装置を分解して修理を行ったときは、所定の事項について点検を行い、所定の事項を記録して、これを7年間保存しなければならない。
- 3 じん肺の合併症には、肺結核、続発性気管支炎、原発性肺がんが含まれる。
- 4 常時粉じん作業に従事する労働者については、じん肺健康診断の結果に基づき、管理1から管理4までのじん肺管理区分に区分して、健康管理を行う。
- 5 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1であるものについては、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行い、その記録を作成して、これを7年間保存しなければならない。

問18 石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 石綿等を常時取り扱う作業場の床については、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。
- 2 石綿等を取り扱う作業場には、保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等、所定の事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 3 石綿等を運搬するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、当該容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- 4 石綿等を保管するときは、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、石綿等を常時取り扱う作業場以外の場所に保管しなければならない。
- 5 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設け、その入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設け、衣服用ブラシを備えなければならない。

問19 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 石炭を入れてある貯蔵施設の内部における作業は、第1種酸素欠乏危険作業である。
 - 2 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等、異常を早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出するため必要な用具を備えなければならない。
 - 4 パルプ液を入れてある配管等を清掃する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、当該作業を指揮させなければならない。
- 5 労働者が酸素欠乏症等にかかったときは、休業の日数が4日に満たないときを除き、遅滞なく、その旨を当該作業を行う場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

問20 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 鉛合金とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の10%以上含有するものをいう。
- 2 鉛化合物とは、酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物をいう。
- 3 鉛業務を行う屋内作業場の床等については、毎日1回以上、真空掃除機を用いて、又は水洗によって掃除しなければならない。
- 4 鉛業務を行う屋内作業場については、業務の種類に応じ、6か月以内ごと又は1年以内ごとに1回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。
- 5 労働者が鉛業務に従事しなくなつてから4週間以内に、腹部の疝痛^{せん}、四肢の伸筋麻痺^ひ、知覚異常等の症状を訴えた場合には、速やかに、医師による診断を受けさせなければならない。

(終り)